茨 城 大 学 安 全 保 障
輸 出 管 理 ハ ン ド ブ ッ ク

～大事な研究が兵器等として使われないために～

茨城大学安全保障輸出管理委員会

平成 23 年 12 月 1 日

目　　次

Ⅰ　安全保障輸出管理とは 1
１．安全保障輸出管理の目的 2
２．外為法等における規制の仕組み 2
１）外為法関連法令の体系図 2
２）規制の対象範囲 3
３．大学における安全保障輸出管理 3
１）安全保障輸出管理の必要性 3
２）本学における安全保障輸出管理体制の整備 3
４．各教職員による安全保障輸出管理 3
Ⅱ　安全保障輸出管理上で留意すべきこと 4
留意事項１　～各教職員が、特に注意を払うべき技術や学問分野とは～ 5
留意事項２　～外為法の規制対象の行為①　貨物の輸出では！～ 5
留意事項３　～外為法の規制対象の行為②　技術の提供（役務取引）では！～ 5
留意事項４　～規制の例外もあります！～ 6
留意事項５　～留学生や海外からの研究生への技術の提供①　来日６か月未満～ 7
留意事項６　～留学生や海外からの研究生への技術の提供②　来日６か月経過～ 7
Ⅲ　茨城大学における輸出管理 9
１．茨城大学における輸出管理体制 10
２．茨城大学における安全保障輸出管理手続き 11
１）提出書類等と手続きの流れ 11
２）安全保障輸出管理チェックリスト（様式①　申請要否の事前確認用） 12
３）安全保障輸出管理チェックフロー（様式②　技術の提供・貨物の輸出の場合） 13
４）安全保障輸出管理チェックフロー（様式③　海外からの訪問者、留学生、研究者を受け入れる場合） 14
５）該非判定票（様式④） 15
６）安全保障輸出管理チェックリスト（様式⑤） 16
７）取引審査票（様式⑥） 18
Ⅳ　付　　録 19
付録１　経済産業省　安全保障貿易関係ホームページ 20
付録２　茨城大学担当者別輸出管理手続きフロー 21
付録３　リスト規制について 22
リスト規制対象貨物一覧表（輸出貿易管理令別表第１　１～１５項） 23
付録４　大量破壊兵器キャッチオール規制について 24
付録５　通常兵器キャッチオール規制について 25
１）キャッチオール規制対象貨物一覧表（その１）輸出貿易管理令別表第１　１６項（１） ... 26
２）キャッチオール規制対象貨物一覧表（その２）輸出貿易管理令別表第１　１６項（２） ... 27
３）キャッチオール規制対象貨物一覧表（その３）大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 28
付録６　ホワイト国、外国ユーザーリスト、国連武器禁輸国・地域、懸念国 29
付録７　大学等から経済産業省等へのよくある質問 30
１）外為法による規制内容に関する質問 30
２）居住者と非居住者 30
３）技術提供に関する質問 30
４）大量破壊兵器キャッチオール規制等に関する質問 31
５）法令違反に関する質問 32

「何を行うべきか」をすぐにお知りになりたい場合は、安全保障輸出管理チェックリスト（様式①　申請要否の事前確認用）（12ページ）をご覧ください。

Ⅰ　安全保障輸出管理とは

１．安全保障輸出管理の目的

○　我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物(装置、試料など)・技術が、国際社会の安全を脅かすような国家又はテロリスト等に渡ることを防ぐため、輸出管理に関する国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出や技術提供の管理を行っています。

○　我が国では、これらの安全保障輸出管理の取組を「外国為替及び外国貿易法（外為法)」に基づき実施し、規制の対象となる「貨物の輸出」や「技術の提供」を行う場合には経済産業大臣の許可が必要となります。これを無許可で行うと刑事罰や行政制裁が科される場合があります。

☆貨物の輸出とは

⇒　貨物を外国へ送付すること。なお、海外出張や海外の企業・大学等との共同研究の際に、研究機材や試料等を国外へ持ち出す行為も「貨物の輸出」にあたります。

☆技術の提供とは〈法令上は「役務取引」という。〉

⇒　技術の提供の機会としては、資料の提示、電子メールの送付、電話など口頭での伝達、海外出張や海外からの研究者の受け入れに伴う技術の提供など、様々な機会が想定されます。

技術の提供の形態としては、以下の「技術データ」、「技術支援」が挙げられます。

＊技術データ：文書又はＵＳＢメモリ等の媒体もしくは装置に記録されたもの又はプログラムをいう。

(例)発表、投稿原稿、研究記録、設計図、仕様マニュアル、実験データ、技術仕様書など

＊技 術 支 援：技術指導、技術訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなどをいう。

(例)プレゼンテーションソフトによる表示・説明、口頭による研究発表や指導など

２．外為法等における規制の仕組み

１）外為法関連法令の体系図

<table>
<tr><td></td><td>貨物の輸出</td><td>技術の提供</td><td colspan="2" rowspan="3">※1　ホワイト国:輸出管理を厳格に実施している 26 か国
※2　国連武器禁輸国・地域：国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等１１か国</td></tr>
<tr><td>対象</td><td>機械、部品、原材料、研究の成果物、サンプル等</td><td>貨物の設計、構造、使用に関する技術（ソフトウェアを含む）</td></tr>
<tr><td>法律</td><td colspan="2">外　　為　　法</td></tr>
<tr><td></td><td>第 48 条</td><td>第 25 条</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">政令</td><td>輸出貿易管理令
付属の別表第１</td><td>外国為替令
付属の別表</td><td>規制対象となるもの</td><td>規制対象の地域等
（特定国・地域）</td></tr>
<tr><td>１～１５項
１）リスト規制</td><td>１～１５項</td><td>・　武器
・　兵器の開発等に用いられる恐れの高いもの</td><td>全地域向けが対象</td></tr>
<tr><td>１６項
２）大量破壊兵器キャッチオール規制</td><td>１６項</td><td>・　リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発等に用いられる恐れのあるもの</td><td>ホワイト国※1を除く地域向けが対象</td></tr>
<tr><td>３）通常兵器キャッチオール規制</td><td></td><td>・　リスト規制以外で、通常兵器の開発等に用いられる恐れのあるもの</td><td>国連武器禁輸国・地域※2向けが対象</td></tr>
</table>

２）規制の対象範囲

① リスト規制（２２・２３ページ参照）

- 武器及び兵器の開発に用いられる恐れの高い品名・仕様（スペック）が、法令でリスト化されており、その仕様に該当するものは、経済産業大臣の許可が必要となります。
- すべての国や地域へ向けた「貨物の輸出と技術の提供」が対象となります。

② 大量破壊兵器キャッチオール規制（２４ページ参照）

- リスト規制の対象ではなくても、提供の目的、取引先の情報等から判断して、大量破壊兵器の開発等に用いられる恐れがある場合に、経済産業大臣の許可が必要となります。
- 輸出管理を厳格に実施している２６か国（ホワイト国）を除く地域へ向けた「貨物の輸出と技術の提供」が対象となります。
- 輸出貨物や提供技術が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして、経済産業大臣が許可申請をすべき旨を文書により通知を受けている場合も対象となります。

③ 通常兵器キャッチオール規制（２５ページ参照）

- リスト規制の対象ではなくても、提供先が特定の国であって、通常兵器の開発等に用いられる恐れがあるものがある場合に、経済産業大臣の許可が必要となります。
- 国連武器禁輸国・地域へ向けた「貨物の輸出と技術の提供」が対象となります。
- 輸出貨物や提供技術が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして、経済産業大臣が許可申請をすべき旨を文書により通知を受けている場合も対象となります。

３．大学における安全保障輸出管理

１）安全保障輸出管理の必要性

大学では、多くの最先端の技術に関わる研究が行われています。さらに、近年の国際的な人的交流の活発化や海外との共同研究の進展などによって、大学が持つ先端技術や研究装置が海外に持ち出され、大量破壊兵器の開発等を含む軍事転用可能な技術として転用される可能性が高まってきています。

大学において、安全保障輸出管理の規制対象となる可能性がある活動としては、研究装置や化学物質、微生物等の輸出（海外渡航時の持ち出し）、海外の大学、研究機関、企業等との受託研究や共同研究、海外等の企業への技術指導、海外からの研究員や留学生等の受入、研究遂行上の海外研究者とのデータや資料の交換等があります。

２）本学における安全保障輸出管理体制の整備

こうした身近に迫る脅威の高まりを受けて、政府は、外為法の一部を改正し、これに基づき定めた「輸出者等遵守基準」により、平成２２年４月１日以降、大学においても組織内の輸出管理体制を定めることなどが義務付けられました。

茨城大学でも、これら法令の下で、安全保障輸出管理規程を制定するとともに、学長を最高責任者とする輸出管理体制を整備しました（１０ページ「１．茨城大学における輸出管理体制」参照）。

４．各教職員による安全保障輸出管理

各教職員が行う研究装置・試料等の輸出（国外持ち出し）や技術情報の提供及び外国人研究者・留学生への技術指導について、外為法の規制対象に該当するか否かを確認し、経済産業大臣の許可が必要か否かを判断することは、最終的に大学が行うことになります。

しかしながら、実際には、国際交流活動を行う各教職員の申告があって初めて大学の審査・判定が開始されるものもあり、また、国外持ち出しの試料、装置等や提供する技術情報の内容を一番よく理解しているのは当事者であることから、まずは、当該活動を行う教職員自身が「２）安全保障輸出管理チェックリスト（様式①　申請要否の事前確認用）」（１２ページ）で外為法の規制の対象になるか否かを確認していただくことになります。さらに、当該活動が輸出管理の規制に該当する又はその恐れがある場合には、１３ページ以降の該当書類を作成、提出いただくことになります。

なお、本学の学生が規制対象となる輸出等を行おうとする場合には、指導教員等を通じて手続を進めていただくこととなります。

Ⅱ　安全保障輸出管理上で留意すべきこと

留意事項１　～各教職員が、特に注意を払うべき技術や学問分野とは～

■　外為法の規制と関係の深い技術・学問分野は以下のとおりです。

自らの研究が我が国や国際社会の安全保障と密接な関係を有しているとの認識を持っていただくことが必要です。これら以外でも規制対象となり得ます。さらに、たとえ最先端の学問分野でなくとも幅広く規制対象となり得ます。

◎ 原子力技術（原子核反応、中性子工学など）
◎ 精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
◎ 自動制御技術、ロボット技術
◎ 化学・生化学（特に人体に有害な化学物質、解毒物質）
◎ バイオテクノロジー・医学（特に感染症・ワクチン）を含む生物学
◎ 高性能・高機能材料技術（耐熱材料、耐腐食性材料など）
◎ 航空宇宙技術、高性能エンジン技術
◎ 航法技術
○ 海洋技術
○ 情報通信技術、電子技術、光学技術
◎ 規制される貨物の設計、製造、使用に係るプログラム開発技術
○ シミュレーションプログラム技術

※「◎」の表記がある技術分野は、大量破壊兵器などと関連が深く特に留意が必要です。

これら技術分野に関連する原子力、機械工学、生命科学などの学問分野はもちろん、理学、農学など広い自然科学分野全般にわたって、安全保障上懸念がある用途に利用される可能性があります。

留意事項２　～外為法の規制対象の行為①　貨物の輸出では！～

■　大学等の研究者が、外為法上で「貨物の輸出」として規制され得る活動としては、ⅰ～ⅲなどが挙げられます。その際に、特に留意すべき事項は①～⑥となります。

《 行為（活動） 》

ⅰ．海外での観測実験や研究のために、観測機器や測定装置等を海外へ送付するために船舶や航空機へ搭載するとき
ⅱ．共同研究や実験の検証・評価等として、生物材料（ ウィルス、細菌、毒素、菌類、ゲノム等）を海外の大学等や医療機関へＤＨＬ・ＥＭＳ等で送付するとき
ⅲ．国際展示会へ出品する試作品等を手荷物として航空機に持ち込むとき　等

※ 特に留意すべき事項

① 日本へ持ち帰ることを前提とした行為であっても、「貨物の輸出」となります。
② 誰（居住者、非居住者）から誰（居住者、非居住者）に対する提供であっても、外国に向けて技術を提供する場合も含まれます。
③ 技術を提供するために、国外に技術を持ち出すこと自体も含まれます。
④ 輸送や郵便だけでなく、手荷物（ハンドキャリー）も対象になります。
⑤ 海外の大学等から借りた装置等を返送する場合も対象となります。
⑥ 海外出張等で本人が使用するために携行する市販のパソコンは許可不要です。

留意事項３　～外為法の規制対象の行為②　技術の提供（役務取引）では！～

■　大学等の研究者が、「技術の提供」において外為法上で規制され得る行為（活動）としては、ⅰ～ⅳなどが該当します。その際に、特に留意すべき事項は①～④となります。

《 行為（活動） 》

ⅰ．海外大学等との共同研究において、日本の大学等の研究者が技術データ（実験データ等）をFAX や電子メール等で海外大学等の研究者へ送付
ⅱ．日本の大学等にあるスーパーコンピュータや実験機器等の使用法を海外からの留学生や研

究者等へ技術指導

iii．実験機器等に付随するインストール用ディスク、取扱説明書、ユーザーマニュアルその他の技術資料等を海外大学等の研究者へ提供

iv．海外大学等の研究者に対する特定技術に関するプレゼンや説明等

※ 特に留意すべき事項

① 日本国内において行われる非居住者への技術提供も含まれます。

② 技術提供の手段は、電子メールや電話等の有形･無形を問いません。

③ 居住者と非居住者との間で秘密保持契約を締結していた場合でも、規制の対象になります。

④ 全ての技術提供が経済産業大臣の許可対象ではなく、許可を要しない技術の提供もあります。即ち、公知の技術を提供する取引又は公知とするために行う取引等であり、例えば、不特定多数の者が入手できる学会誌、公開特許情報、ホームページ等に公開することなどが相当します。

大学・研究機関でよく見られる貨物の輸出や技術の提供の機会の例

技術提供の機会	具　体　例	主な留意点
留学生・外国人研究者の受入れ	○実験装置の貸与 ○技術情報をＦＡＸやＵＳＢメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 など	○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○再提供の可能性 ○帰国時の持ち出し ○外国ユーザーリスト
他大学や企業との共同研究	○実験装置の貸与 ○技術情報をＦＡＸやＵＳＢメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ など	○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○商品開発の狙い ○外国ユーザーリスト
研究試料などの持ち出し	○サンプル品の持ち出し ○自作の研究資機材を携行 など	○外為法上の「貨物」 ○外為法上の「輸出」
施設見学	○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 など	○公知の技術 ○再提供の可能性
非公開の講演会・展示会	○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 など	○公知の技術

留意事項４　～規制の例外もあります！～

■　全ての技術の提供（役務取引）が経済産業大臣への許可申請の対象ではなく、貿易関係貿易外取引等に関する省令の第９条において、安全保障貿易管理の観点から特に支障が無いと認められるため許可を必要としない技術提供が規定されています。

《代表的なもの》

○　公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの（第２項第９号）

＊　新聞，書籍，雑誌，カタログ，電気通信ネットワーク上のファイル等により，既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

＊　学会誌，公開特許情報，公開シンポジウムの議事録等，不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

＊　工場の見学コース，講演会，展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

＊　ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

＊　学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付，雑誌への投稿等，当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引

○　基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引（同項第１０号）
ここでいう「基礎科学分野の研究活動」とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」（役務通達）をいいます。

○　工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引（同項第１１号）

○　貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（同項第１２号）

○　プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、インストールや修理などのための必要最小限のものを提供する取引（同項第１３号）

○　コンピュータや通信関連貨物の設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引（同項第１４号）

○　あらかじめ利用者を特定した上で外為法第２５条第１項の許可を取得した者から技術の提供を受けた者が行う、利用者に対する対外取引（同項第４号）

留意事項５　～留学生や海外からの研究生への技術の提供①　来日６か月未満～

■　留学生や海外からの研究生（以下、「留学生等」という。）は、来日して６か月未満は外為法上「非居住者」となります。

非居住者に対して規制対象技術に当たる公開されていない技術データ、自主開発・改良したプログラム（ソースコードを含む）などを提供しようとする場合には、許可を取得しなければなりません。特に、技術提供は、貨物の輸出と異なり、国内でも発生する可能性があります。

具体的には、設計図、仕様書、試料・試作品などの技術情報を、メールやＣＤ、ＵＳＢメモリなどの記憶媒体で提供することだけでなく、セミナー、電話で技術指導や技能訓練を行うことも技術の提供に含まれます。

重要なことは、留学生等に対する指導・教育が禁止されるわけではありません。

「非居住者」に対して規制対象技術を提供する前に、許可を取得しなければならないということであって、許可を取得した上で指導・教育を行うのであれば法令上問題ありません。

留意事項６　～留学生や海外からの研究生への技術の提供②　来日６か月経過～

■　来日後６か月を経過して「居住者」となった留学生等が、帰国（休学中の一時帰国も含む）後、外国において技術を再提供することがあらかじめ分かっている場合や、その可能性がある場合には、技術資料（ＵＳＢメモリなどに記録したものも含む。）の外国への持ち出しや、技能訓練などによる技術の提供に際し、規制の対象となる技術提供の有無について確認する必要があります。

繰り返しになりますが、留学生等に対する指導・教育が禁止されるわけではありません。留学生等が外国において規制対象技術を再提供する前に、規制対象技術の提供について許可を取得しなければならない場合があるということであって、許可を取得した上での技術提供であれば法令上問題ありません。

実際の対応としては、提供者たる教員や研究者が、許可を申請する際に留学生等の行う技術の再提供についても具体的に説明した上で許可を取得するか、再提供又は持ち出しの前に改めて許可を取得するといったことが考えられます。

居住者及び非居住者の判定

「居住者」とは、基本的には日本に居住する日本人であり、「非居住者」とは、外国に居住する外国人や、外国籍の者で入国後６か月未満の者、日本国籍の者であっても外国に在る事務所に勤務する者や２年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者などです。

居　住　者	非　居　住　者
☆日本人の場合 ①我が国に居住する者 ②日本の在外公館に勤務する者	☆日本人の場合 ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②２年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③出国後外国に２年以上滞在している者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が６月未満の者
☆外国人の場合 ①我が国にある事務所に勤務する者 ②我が国に入国後６月以上経過している者	☆外国人の場合 ①外国に居住する者 ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人 （ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）
☆法人等の場合 ①我が国にある日本法人等 ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所 ③日本の在外公館	☆法人等の場合 ①外国にある外国法人等 ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関 ☆その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

Ⅲ　茨城大学における輸出管理

１．茨城大学における輸出管理体制

○ 茨城大学では、平成２３年７月１日付けで「国立大学法人茨城大学安全保障輸出管理規程」を制定し、学長を最高責任者とする管理体制をスタートさせました。

○ 該非判定・取引審査については二段階で実施し、一次審査を輸出管理責任者が、二次審査を輸出管理統括責任者が担当します。また、輸出管理アドバイザーを置き、助言相談を行うことができる体制とすることも可能となっています。

○ 本学における輸出管理業務の統括については、学術企画部企画課が担当します。

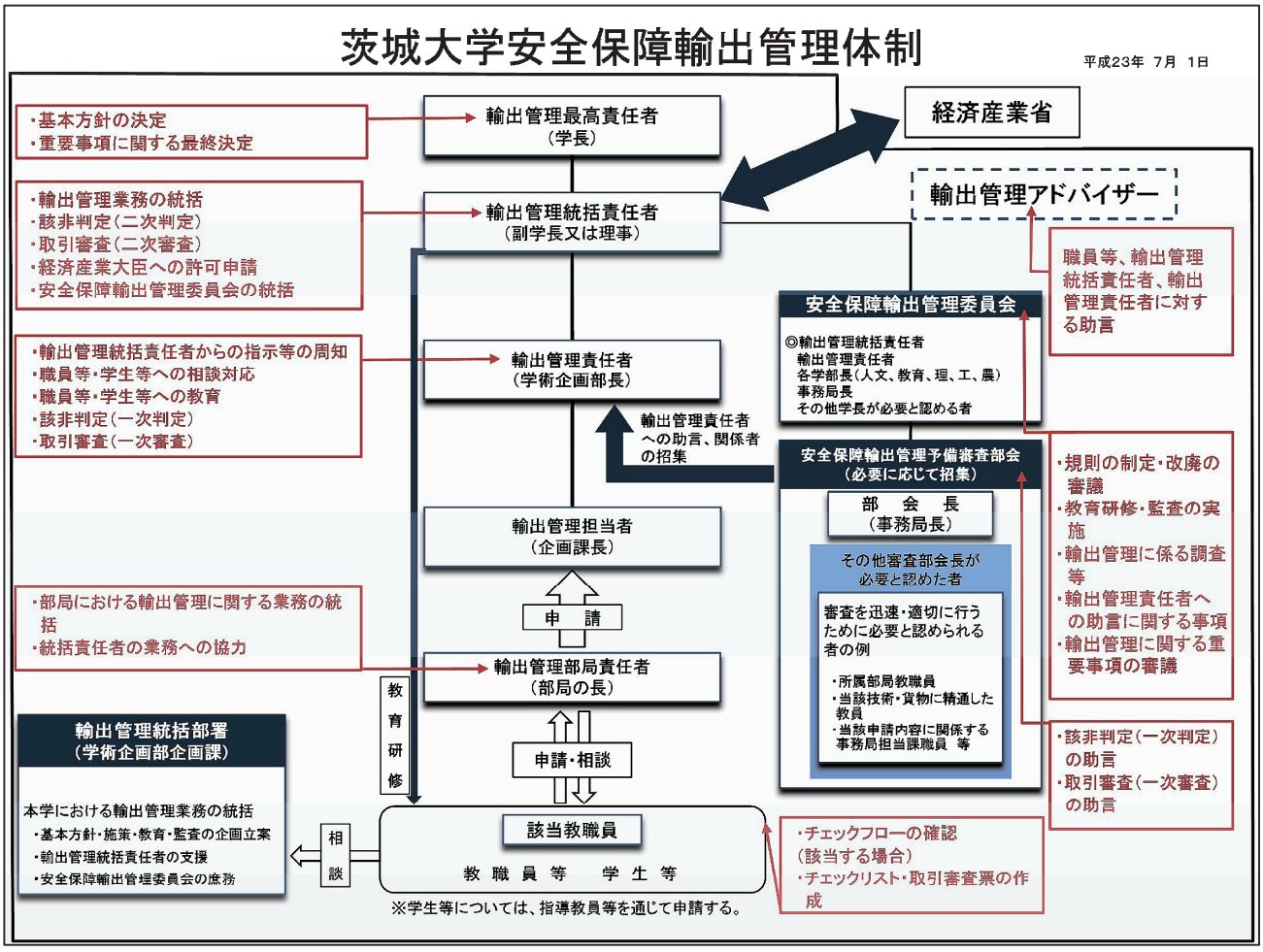

2．茨城大学における安全保障輸出管理手続き

1）提出書類等と手続きの流れ

○　輸出しようとする教職員が、自己チェックを開始してから輸出等を実施するまでの期間として、平均で１ヶ月、長いときには４ヶ月を要します。お早めに申請をしてください。

○　まずは、様式①「安全保障輸出管理チェックリスト（様式①　申請要否の事前確認用）」を自己チェックしてください。

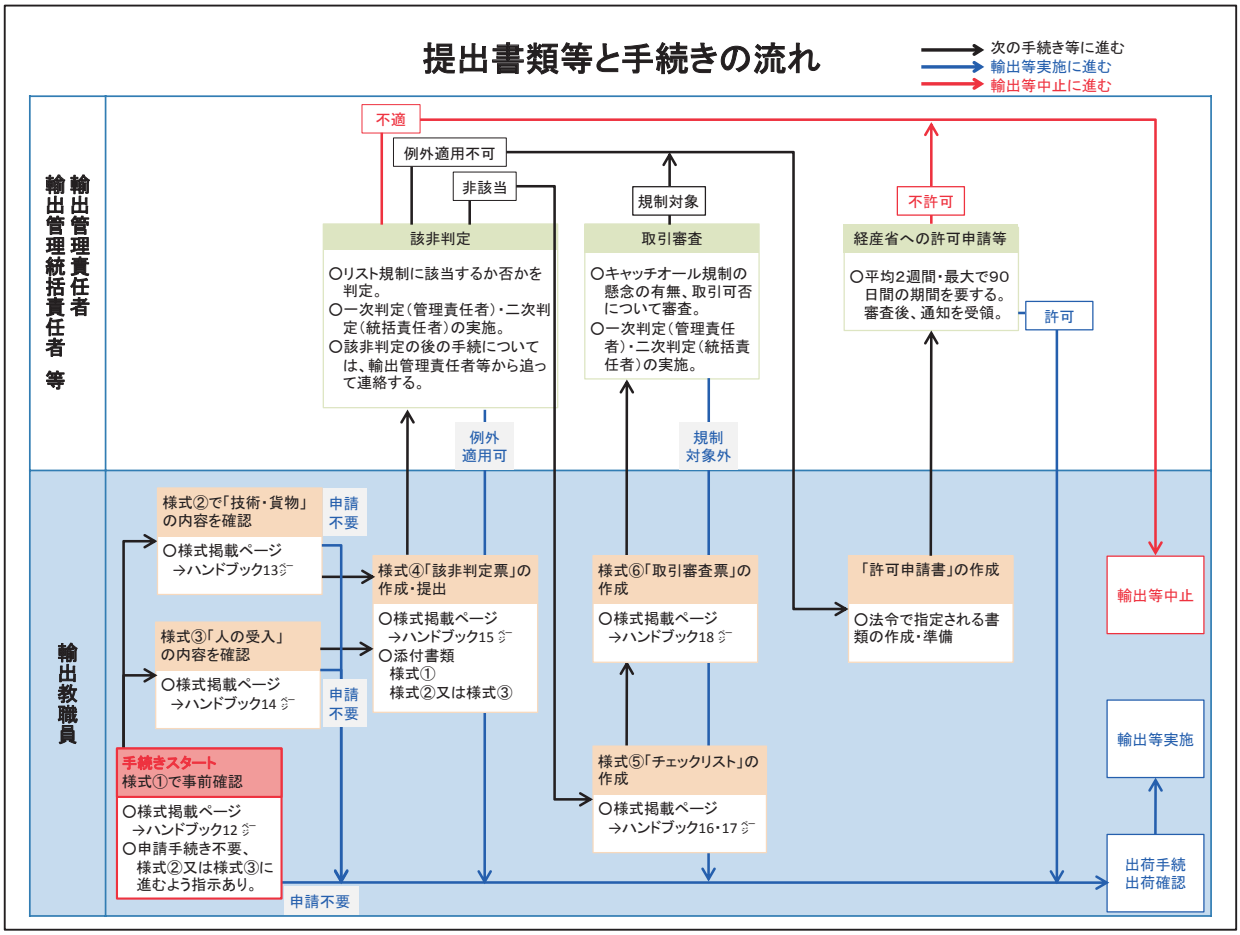

【提出書類等と手続きの流れの解説】

この図は、輸出等を行おうと考えたときから輸出等を実施するまでの手続きを、大まかに図式化したものです。

貨物等の輸出等を考えている教職員（輸出教職員）は、まず様式①「安全保障輸出管理チェックリスト　申請要否の事前確認用）」を確認してください。この中で、許可申請の要否、許可を要する案件が「技術の提供・貨物の輸出（様式②）」と「研究者等の受入（様式③）」のいずれに該当するかが分かります。

許可を要する場合、**輸出教職員**は、様式②「安全保障輸出管理チェックフロー（技術の提供・貨物の輸出の場合）」、又は様式③「安全保障輸出管理チェックフロー（海外からの訪問者、留学生、研究者を受け入れる場合）」を確認します。この結果、「該非判定資料の作成・提出」を行うこととなった場合、様式④「該非判定票」を作成・提出し、該非判定の結果を待つこととなります。

該非判定は、**輸出管理責任者・輸出管理統括責任者等（輸出管理責任者等）**が行います。該非判定の結果は、次の４つに分かれます。

A．リスト規制対象の貨物等に該当するが、例外許可が適用できるため、申請が不要。

B．リスト規制対象の貨物等に該当し、例外許可も適用できず、経済産業省への許可申請を行う。

C．リスト規制対象の貨物等に該当し、例外許可も適用できず、輸出等を中止させる。

D．リスト規制対象の貨物等には非該当であり、続けて取引審査を行う。

Dの判定となった場合、**輸出管理統括責任者等**は、輸出教職員に対して様式⑤「安全保障輸出管理チェックリスト」と様式⑥「取引審査票」の提出を求めます。**輸出教職員**はこれら書類を作成・提出し、**輸出管理責任者等**が行う取引審査の結果を待つこととなります。

該非判定又は取引審査の結果、経済産業省への許可申請が必要となった場合には、輸出教職員等に対して、経済産業省への申請に必要な書類の作成・提出を求めることとなります。

様　式　①

2）安全保障輸出管理チェックリスト（様式①　申請要否の事前確認用）

1．「申請手続きは不要」との結果になっても、外為法等には十分注意のうえ、自己管理をしてください。確認記録を残しておきたい場合には、申請をしても差し支えありません。
2．チェックリストで明確に判断できない場合は、必ず次の連絡・相談窓口に連絡して下さい。

連絡・相談窓口：学術企画部企画課　研究協力係
電話：029(228)8010　　ＦＡＸ：029(228)8586　　e-mail：kenkyo@mx.ibaraki.ac.jp

※本欄は、自己チェック記録を保管する場合に記入してください。

チ　ェ　ッ　ク　日	平成　　年　　月　　日
件　　名	
貨物名又は技術名 （型名、等級など）	
仕 向 地 （ 国 名 ）	

次の１から８までの活動を行うか、確認してください。

１から８までに列挙した活動以外の活動を行う場合には、上記の連絡・相談窓口まで連絡してください。

「海外の者が使用するために、貨物（試料・機材等）を送付（又は持参）する」場合には、必ず様式②を作成・提出してください。

１．海外で開催する学会・講演会の発表	□行う（設問①へ）	□行わない
２．海外への論文・記事の投稿	□行う（設問①へ）	□行わない
３．海外への電話・電子メールの送信	□行う（設問①へ）	□行わない
４．海外への技術指導・コンサルティング	□行う（設問①へ）	□行わない
５．海外の者との共同研究、調査	□行う（設問①へ）	□行わない

設問①　１から５までのいずれかの活動を行うにあたり、特定の相手のみを対象として、未公開のデータを取り扱いますか？　その場合には、様式②を作成・提出してください。

６．海外に送付（又は持参）したＰＣ・技術データを、 他者に公表・提示せず自分のみが使用	
・・	□はい（設問②へ）
・・	**□いいえ（様式②を作成・提出）**

設問②　６の活動を行うにあたり、海外に送付又は持参した貨物・技術データを日本に持ち帰りますか？持ち帰らない場合には、様式②を作成・提出してください。

７．海外からの視察・見学者の受入	□行う（設問③へ）	□行わない
８．留学生・海外からの研究生等の受入	□行う（設問③へ）	□行わない

設問③　７から８までのいずれかの活動を行うにあたり、技術の提供を行いますか？　その場合には、様式③を作成・提出してください。

※「海外からの視察・見学者」、「留学生・海外からの研究生等」、「海外の者」を「非居住者」と呼びます。非居住者については、「居住者及び非居住者の判定」（ハンドブック８ページ）参照。

様　式　②

3）安全保障輸出管理チェックフロー（様式②　技術の提供・貨物の輸出の場合）

チェック日	平成　　年　　月　　日		
申請者氏名		所属部局	
電話番号		e－mail	
件名			
貨物・技術の分類	□貨物　□技術（□設計技術　□製造技術　□使用技術　□プログラム）		
貨物名又は技術名（型名、等級など）			
貨物・技術の仕様等	内容（　　）		
	確認資料　□有　□メーカーの該非判定書　□カタログ・仕様書等　□技術資料 □その他（　　）		
	□無		
仕向地（国名）	国名：＿＿＿＿＿＿＿＿　□ホワイト国　□国連武器禁輸国・地域　□その他		
契約先	名称		
	所在地		
需要者・利用者	名称		
	所在地		
用途	内容（　　）		
	確認資料　□有（　　）		
	□無		

安全保障輸出管理チェックフロー
技術の提供・貨物の輸出の場合

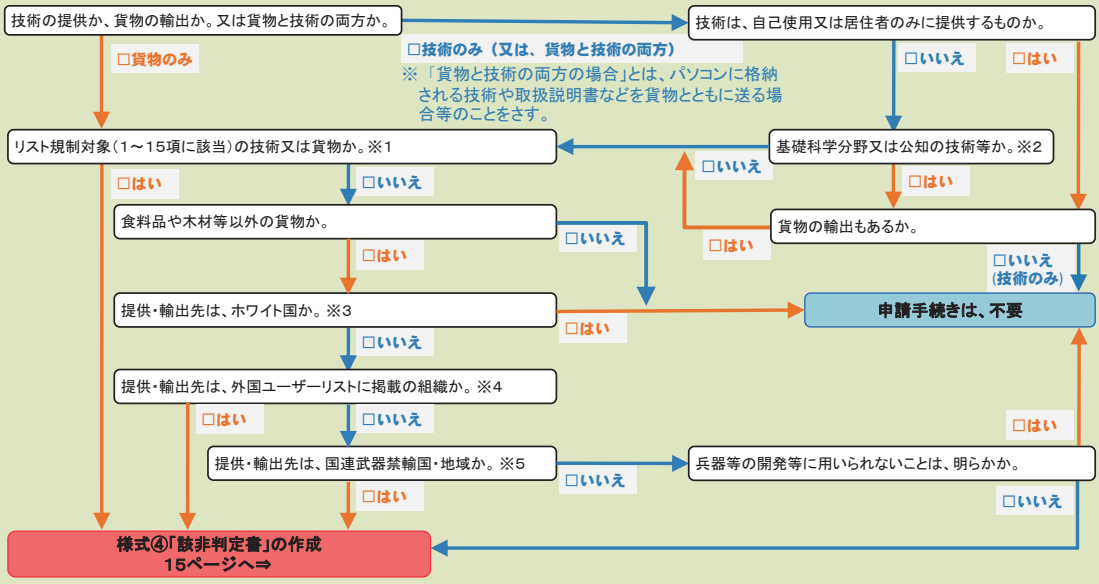

※1　リスト規制対象（1～15項に該当）の技術又は貨物か。
→ハンドブック22・23ページを参照。

※2　基礎科学分野又は公知の技術等か。
→本ハンドブックの6・7ページを参照。

※3　提供・輸出先は、ホワイト国か。
→ハンドブック29ページを参照。

※4　提供・輸出先は、外国ユーザーリストに掲載の組織か。
→ハンドブック29ページを参照。

※5　提供・輸出先は、国連武器禁輸国・地域か。
→ハンドブック29ページを参照。

様　式　③

4）安全保障輸出管理チェックフロー（様式③　海外からの訪問者、留学生、研究者を受け入れる場合）

チェック日	平成　　年　　月　　日		
申請者氏名		所属部局	
電話番号		e－mail	
件名			
訪問者等の国籍	国名：＿＿＿＿＿＿＿＿　□ホワイト国　□国連武器禁輸国・地域　□その他		
訪問者等の所属機関	日本語標記：		
	アルファベット標記：		
訪問等の目的・内容	□視察・見学　□表敬訪問等　□打ち合わせ　□留学　□研究 □その他（　　）		
	内容（　　）		
訪問等予定期間	平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　～　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日		

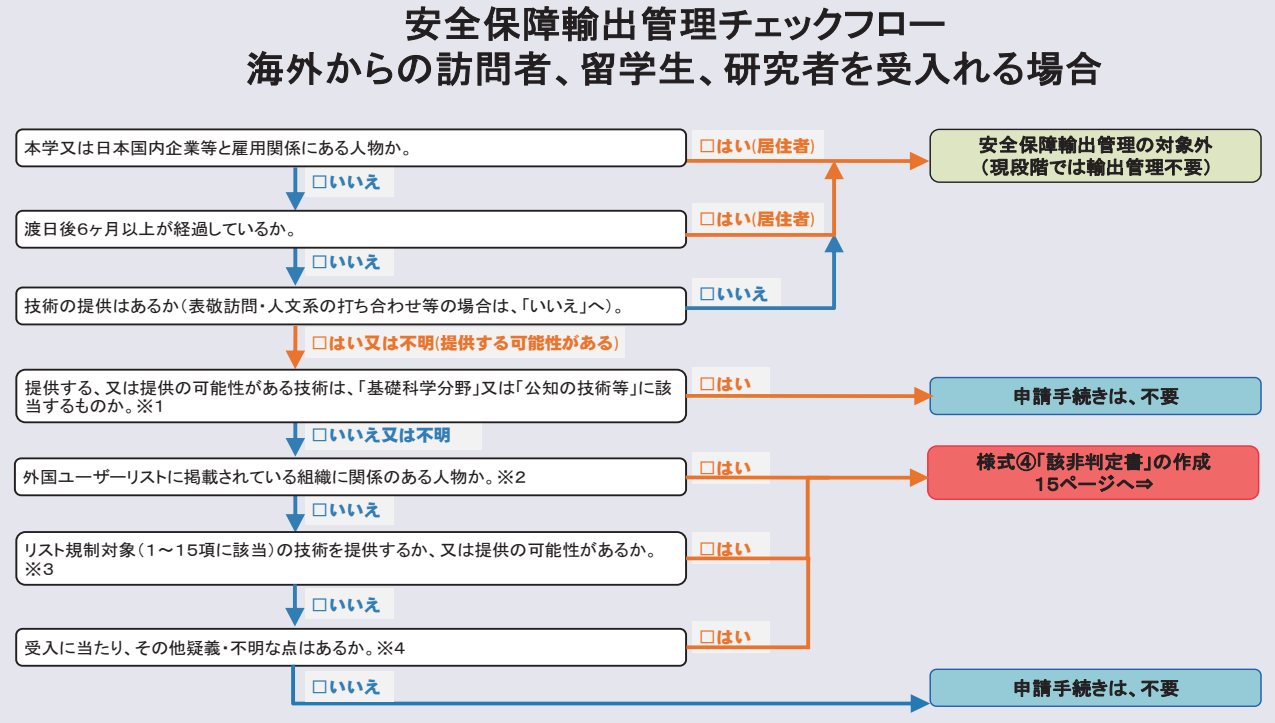

※1　基礎科学分野又は公知の技術等か。
→ハンドブック６・７ページを参照。

※2　提供・輸出先は、外国ユーザーリストに掲載の組織か。
→ハンドブック２９ページを参照。

※3　リスト規制対象（１～１５項に該当）の技術か。
→ハンドブック２２・２３ページを参照。

※4　その他の疑義・不明な点はあるか。
次の８項目のうち、一つでもあてはまるものがあるか確認すること。
□訪問又は留学、研究等の目的が不明又は明確ではない。
□派遣元が不明又は明確ではない。
□派遣元が「核兵器等の開発等」を行う又は行ったことがあるとの情報を得ている。
□外国の軍・兵器製造業者に所属している。
□外国の軍・兵器製造業者と密接に関係がある機関に所属している。
□国籍が国連武器禁輸国・地域である。（→ハンドブック２９ページを参照）
□国籍が懸念国（輸出令別表第４地域（イラン、イラク、北朝鮮））である。
□その他の懸念情報を得ている。

５）該非判定票（様式④）

様　式　④

確　認　年　月　日	平成　　年　　月　　日		
申　請　者　氏　名		所　属　部　局	
電　話　番　号		e－mail	
貨物・技術の分類	□貨物　□技術（□設計技術　□製造技術　□使用技術　□プログラム）		
貨物名又は技術名（型名、等級など）			
貨物・技術の仕様等	内　容　（　　）		
	確認資料　□有（　　）		
	□無		
自己判定結果	□該　当	輸出貿易管理令別表１の項番	
	□非該当	次の項番のとおり判定対象とはなっているが、スペック等が合致しない。	
		輸出貿易管理令別表１の項番	
	□対象外	輸出貿易管理令別表の第１の項から第15までの項のいずれにも記載されていない。	

「該当」の場合のみ、「輸出貿易管理令別表第１の該当箇所と本件の仕様（機能）との対応」について、次の欄に記入して下さい。
記述にあたっては、「該当する項番とその内容が分かるよう該当部分を引用し、本件の仕様（機能）との対比が明らか」となるようにしてください。

項番	項目	本件の仕様（機能）

本紙該非判定票の他、安全保障輸出管理チェックフロー（様式①から③までのうち作成したもの）も提出してください。
該非判定の後の手続については、輸出管理責任者等から追って連絡します。
※以下は、記入しないでください。

該非判定結果	□該　当	輸出貿易管理令別表１の項番	
	□非該当	輸出貿易管理令別表１の項番	
	□対象外	輸出貿易管理令別表の第１の項から第15までの項のいずれにも記載されていない。	

上記、該非判定結果を確認する。

該非確認No.：＿＿＿＿＿＿＿＿

輸出管理統括部署確認欄	
輸出管理統括責任者	輸出管理責任者
平成　　年　　月　　日 印	平成　　年　　月　　日 印

様　式　⑤

６）安全保障輸出管理チェックリスト（様式⑤）

申請日：　平成　　年　　月　　日	申請者氏名：	所属部局：
件　名　：		

１．用途チェックリスト

（１）大量破壊兵器キャッチオール規制に係る用途チェックリスト

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが契約書又は入手した文書・記録媒体や相手先ホームページに記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認すること（どちらかに☑を付すこと）。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵		□はい　□いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		□はい　□いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		□はい　□いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵		□はい　□いいえ
300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵		□はい　□いいえ
300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵		□はい　□いいえ
別表行為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	□はい　□いいえ
	②核融合に関する研究	□はい　□いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい　□いいえ
	④重水の製造	□はい　□いいえ
	⑤核燃料物質の加工	□はい　□いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	□はい　□いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a　化学物質の開発又は製造 b　微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c　ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d　宇宙に関する研究	□はい　□いいえ

（２）通常兵器補完規制に係る用途チェックリスト（国連武器禁輸国・地域向けの場合）

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが契約書若しくは入手した文書、図画、相手先ホームページ又は電磁的記録媒体に記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認すること（どちらかに☑を付すこと）。

通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	□はい　□いいえ

「はい」の場合は、「（３）用途要件の除外に関するチェックリスト」の確認を行うこと。

（３）用途要件の除外に関するチェックリスト

「通常兵器補完規制に係る「用途」チェックリスト」において「はい」の回答結果となった場合は、以下の各項目についても確認すること（どちらかに☑を付すこと）。

用途条件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	□はい　□いいえ
	②日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	□はい　□いいえ
	③自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するために貨物の輸出を行う。	□はい　□いいえ
	④自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	□はい　□いいえ
	⑤自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	□はい　□いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	□はい　□いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	□はい　□いいえ
	⑧海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物の輸出を行う。	□はい　□いいえ
	⑨テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	□はい　□いいえ
	⑩イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	□はい　□いいえ

（※）別表
一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
　1　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
　2　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
二　産業用の発破器
三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

裏面につづく
（両面コピーで使用）

2．需要者チェックリスト

（1）外国ユーザーリストのチェック

（どちらかに☑を付すこと。）

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	□はい　□いいえ

「はい」の場合は、「（3）明らかガイドラインチェックリスト」を確認するとともに、企画課研究協力係に連絡すること。

（2）需要者要件のチェックリスト

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先等から連絡を受けたかについて確認すること（どちらかに☑を付すこと）。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	□はい　□いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	□はい　□いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	□はい　□いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい　□いいえ
300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	□はい　□いいえ
300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	□はい　□いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、「（3）明らかガイドラインチェックリスト」を確認するとともに、企画課研究協力係に連絡すること。

（3）明らかガイドラインチェックリスト

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に☑を付すこと。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	□はい □いいえ □－
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	□はい □いいえ □－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	□はい □いいえ □－
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	□はい □いいえ □－
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	□はい □いいえ □－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	□はい □いいえ □－
	⑦異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	□はい □いいえ □－
	⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。	□はい □いいえ □－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑨輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	□はい □いいえ □－
	⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	□はい □いいえ □－
	⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	□はい □いいえ □－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	□はい □いいえ □－
	⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	□はい □いいえ □－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	□はい □いいえ □－
	⑮最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	□はい □いいえ □－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑯外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成 17･03･30 貿局第７号）等を参照のこと）が一致しない。	□はい □いいえ □－
その他	⑰その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	□はい □いいえ □－

7）取引審査票（様式⑥）

様　式　⑥

申請日：平成　　年　　月　　日

1．輸出・技術提供案件の概要

申請者氏名			所属部局	
電話番号			e－mail	
件名				
貨物・技術の分類	□貨物　□技術（□設計技術　□製造技術　□使用技術　□プログラム）			
貨物名又は技術名（型名、等級など）				
該非判定（１項～１５項）	〈貨物〉 □輸出令別１：＿＿項＿＿号に該当　□非該当　□規制対象外　□不明・疑義			
	〈技術〉 □外為令別表：＿＿項＿＿号に該当　□非該当　□規制対象外　□不明・疑義			
仕向地（国名）	国名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　□ホワイト国　□国連武器禁輸国・地域　□その他			
契約先	名称			
	所在地			
需要者・利用者	名称			
	所在地			
用途	内容（　　） □大量破壊兵器関連　□その他（　　） □通常兵器関連　□不明・疑義			
	確認資料　□有（　　） □無			
客観要件	1．用途チェックリスト（16ページの「1．用途チェックリスト」で確認してください。）			
	①大量破壊兵器キャッチオール規制に係る用途チェックリストに「はい」が一つでもあるか	□はい　□いいえ		
	②通常兵器補完規制に係る用途チェックリストに「はい」が一つでもあるか	□はい　□いいえ		
	③（②が「はい」の場合）用途要件の除外に関するチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか	□はい　□いいえ		
	2．需要者チェックリスト（17ページの「2．需要者チェックリスト」で確認してください。）			
	①外国ユーザーリストのチェックに「はい」があるか	□はい　□いいえ		
	②需要者要件のチェックリストに「はい」が一つでもあるか	□はい　□いいえ		
	③明らかガイドラインチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか	□はい　□いいえ		
	3．客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか	□はい　□いいえ		
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか	□はい　□いいえ		
取引経路	→　　→			
契約予定	年　　月		取引予定	年　　月

2．取引審査結果（判定年月日：　　年　　月　　日）

取引審査結果	□承認する □条件付き承認	□規制対象外　□非該当 □包括許可　□個別許可　□許可
	□経済産業省へ届出／相談　□承認しない	
取引承認条件		
上記判定理由		

Ⅳ　付　　録

付録１　経済産業省　安全保障貿易関係ホームページ

◆経済産業省「安全保障貿易管理」ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

■リスト規制対象の技術又は貨物について

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/sinsa-unyo/gaihihanntei-tejyun/yusyutsu-betsu1/y1-3.htm

■キャッチオール規制対象の技術又は貨物について

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tujyo32.pdf

リスト品以外に特に通常兵器の開発等に用いられる危険性の高い３２品目（輸出貿易管理令別表第１/外国為替令別表の１６項（１）に掲げる貨物。詳細な規定は経済産業省令を確認のこと。）
（※大量破壊兵器も対象）

１　ニッケル合金又はチタン合金
２　作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリ―ノルマル―ブチルを含むもの
３　有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
４　軸受又はその部分品
５　工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品
イ　数値制御を行うことができる工作機械
ロ　鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）
ハ　測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）
６　二次セル

■ホワイト国について

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/tamago/z/catch-all-whiteko ku.htm

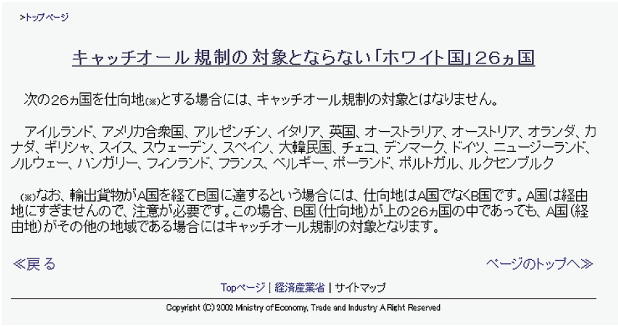

■外国ユーザーリストについて

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/enduserlist.html

■国連武器禁輸国・地域について

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/bepyou3no2nokuni.htm

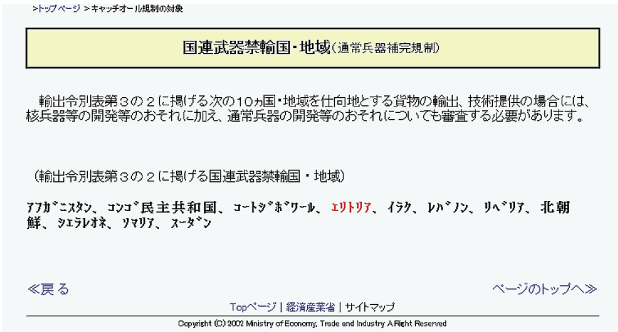

付録２　茨城大学担当者別輸出管理手続きフロー

輸出教職員・輸出管理責任者・輸出管理統括責任者等が担当することとなる各種手続きを、該非判定・取引審査・出荷管理等の手続き区分毎に取りまとめたものがこのフローです。

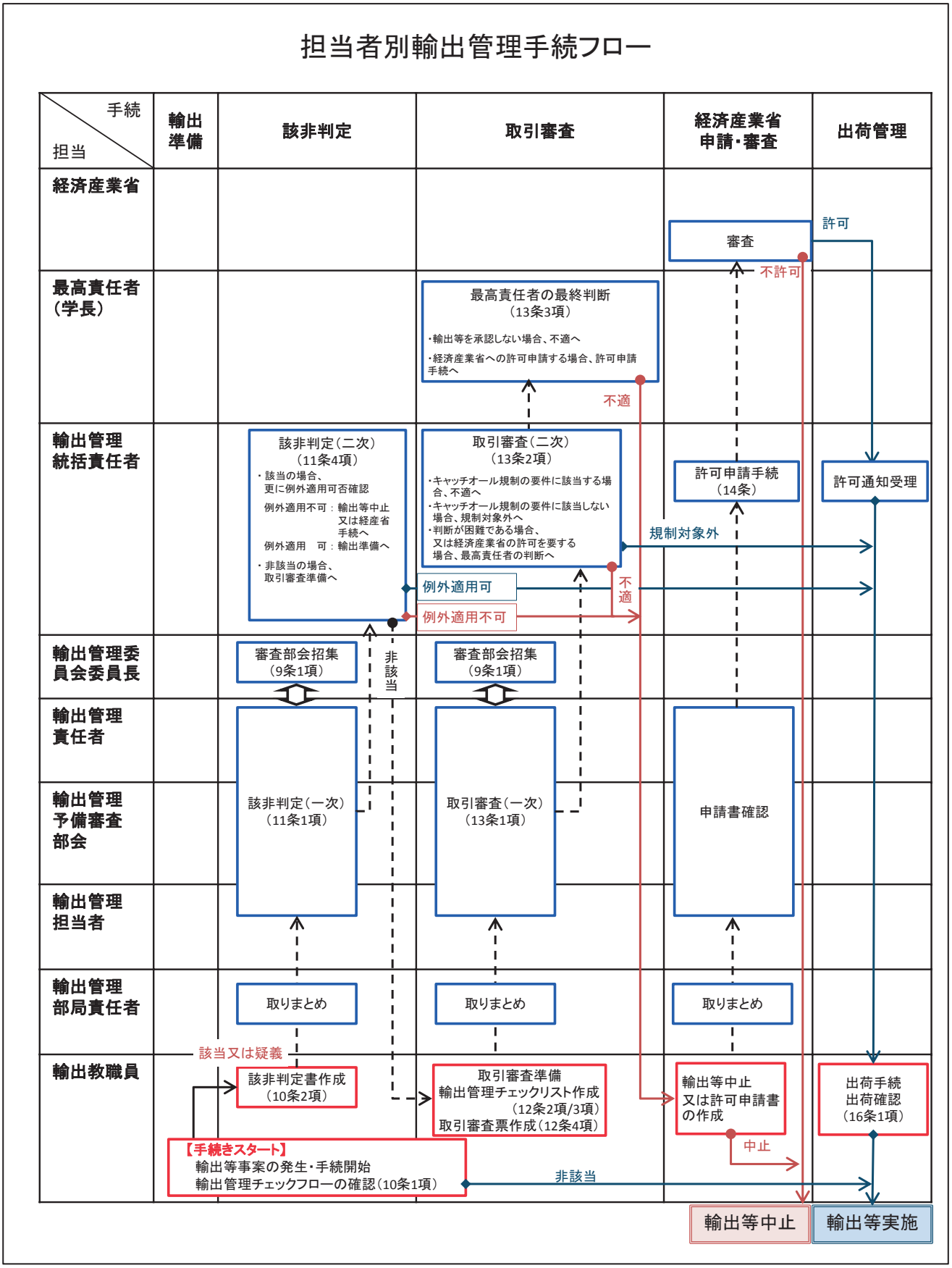

付録３　リスト規制について

○ リスト規制とは

「輸出しようとする物が輸出貿易管理令・別表第１の１～１５項に該当する場合又は提供しようとする技術が外国為替令・別表の１～１５項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度」のことです。

○ 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高い品名・仕様をリスト化し、その仕様（スペック）に該当するものを輸出・提供する場合には、経済産業大臣の許可が必要です。

○ 仕様（スペック）は、**「輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（貨物等省令）」**に詳細に規定されています。

規制対象となる地域	全地域が対象
規制対象となる貨物・技術	武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物・技術。具体的には、次のとおり。 貨物：輸出貿易管理令別表第１の１～１５項にリストアップ 技術：外国為替令別表の１～１５項にリストアップ 「輸出貿易管理令別表第１」又は「外国為替令別表」の１～１５項の品目名称としては該当するものの、スペック上では非該当となることがあるので、「輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（貨物等省令）」を参照すること。
チェック手順	①付録３「リスト規制対象貨物一覧表（輸出貿易管理令別表第１　１～１５項）」で、該当しているであろう項番（１　武器～１５　機微品目）を探す。複数の項番に該当していることがある。 ②経済産業省ＨＰの「輸出令及び貨物等省令のマトリクス」にアクセスする。http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/matrix5.htm ③①で探し出した項番が表示されたリンクをクリックする。 ④「輸出令第〇〇項」の欄から①で探し出した項番を参照し、「貨物等省令第〇〇条」の欄にあるスペックを確認する。 ⑤チェック後、様式②または様式③のチェックフローに戻ること。
留意すべきこと	・複数の項番に分かれて規制されている場合がある。 ・部分品・附属品にも注意を要する。 ・原則として毎年更新されるため、最新のリストを参照する必要がある。 ・チェックの結果は、次表のいずれかにあてはまる。

該　当	輸出令別表第１の１～15 項および外為令別表の１～15 項に品目名があり、スペック上も該当となる製品又は技術 ※輸出に際しては、仕向国の如何に関わらず経済産業大臣の輸出許可が必要（ただし、例外許可にあたるものは除く）
非該当	輸出令別表第１の１～15 項および外為令別表の１～15 項に品目名はあるが、スペック上で非該当となる製品又は技術
対象外	輸出令別表第１の１～15 項および外為令別表の１～15 項に品目名がなくリスト規制の対象外となる製品又は技術

リスト規制対象貨物一覧表（輸出貿易管理令別表第１　１～１５項）

◇最新の情報は、次の経済産業省ホームページで確認してください。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/sinsa-unyo/gaihihannteI-tejun/yusyutsu-betsu1/y1-3.htm

平成 23 年 7 月 1 日施行版

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
１武器		(42)	光電子増倍管	(16)	ビスマレイミド	(4)	カメラ
(1)	銃砲・銃砲弾	(43)	静電加速型の中性子発生装置	(17)	ビニリデンフルオリド共重合体	(5)	反射鏡
(2)	爆発物	(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(18)	有機繊維・無機繊維、プリプレグ、プリフォーム、成型品、製造装置等	(6)	光学部品
(3)	火薬類・軍用燃料	(45)	放射線遮へい窓・窓枠	(19)	ほう素若しくはその混合物・ほう素合金若しくはその混合物・硝酸グアニジン・ニトログアニジン	(7)	光学器械制御装置
(4)	火薬・爆薬安定剤	(46)	耐放射線テレビカメラ・レンズ	**６材料加工**		(7の2)	非球面光学素子
(5)	指向性エネルギー兵器	(47)	トリチウム・トリチウム化合物・トリチウム混合物	(1)	軸受	(8)	レーザー発振器
(6)	運動エネルギー兵器	(48)	トリチウムの製造・回収・貯蔵用の装置	(2)	数値制御工作機械	(8の2)	レーザー光を利用して音声を探知する装置
(7)	軍用車両	(49)	トリチウム回収用・重水製造用の白金を用いた触媒	(3)	歯車製造用工作機械	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計
(8)	軍用船舶	(50)	ヘリウム３	(4)	アイソスタチックプレス	(9の2)	水中において磁場又は電場を検知する装置
(9)	軍用航空機	**３化学兵器**		(5)	コーティング装置	(10)	重力計
(10)	防潜網・魚雷防御網	(1)	軍用化学製剤原料	(6)	測定装置	(11)	レーダー
(11)	装甲版・軍用ヘルメット・防弾衣	(2)	軍用化学製剤製造装置	(7)	ロボット	(12)	光反射率測定装置又は表面形状の測定装置
(12)	軍用探照灯	**３の２生物兵器**		(8)	フィードバック装置・複合回転テーブル	(13)	重力計製造装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤・放射性製剤	(1)	軍用細菌製剤原料	(9)	絞りスピニング加工機・しごきスピニング加工機	(14)	光学部品の材料物質
(13の2)	軍用の細菌製剤・化学製剤・放射性製剤の浄化のための化学物質の混合物	(2)	軍用細菌製剤開発・製造・散布装置	**７エレクトロニクス**		**１１航法装置**	
(14)	軍用生体高分子	**４ミサイル**		(1)	集積回路	(1)	加速度計
(15)	軍用火薬製造設備	(1)	ロケット・ロケット製造試験装置	(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器	(2)	ジャイロスコープ
(16)	兵器製造用機械装置	(1の2)	無人航空機	(3)	信号処理装置	(3)	慣性航法装置
２原子力		(2)	ロケットの部分品・部分品製造装置	(4)	超伝導装置	(4)	ジャイロ天測航法装置、天体・人工衛星の自動追跡による位置・針路測定装置、衛星航法システムからの電波受信装置又は航空機用の高度計
(1)	核燃料物質・核原料物質	(3)	推進装置	(5)	超電導電磁石	(4の2)	水中ソナー航法装置
(2)	原子炉・原子炉用発電装置・推進装置	(4)	しごきスピニング加工機	(6)	一次セル・二次セル又は太陽電池セル	(5)	航法関連製造試験装置
(3)	重水素・重水素化合物	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用ポンプ・軸受	(7)	高電圧用コンデンサ	**１２海洋関連**	
(4)	人造黒鉛	(6)	推進薬	(8)	エンコーダ	(1)	潜水艇・水上船
(5)	核燃料・核原料物質分離再生装置	(7)	推進薬製造装置	(8の2)	パルス出力切換えサイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(2)	船舶の部分品
(6)	リチウム同位元素分離用装置・核燃料物質の成型加工用装置	(8)	連続式・バッチ式混合機	(8の3)	電力制御・電気信号の整流を行う半導体素子・半導体モジュール	(3)	水中物体回収装置
(7)	ウラン・プルトニウムの同位元素分離用装置	(9)	ジェットミル・粉末状の金属の製造装置	(9)	磁気テープ記録装置	(4)	水中用カメラ
(8)	周波数変換器	(10)	複合材料、繊維・プリプレグ・プリフォーム製造装置	(10)	波形記憶装置	(5)	水中用ロボット
(9)	ニッケル粉・これを用いた多孔質金属	(11)	ノズル	(11)	デジタル計測用記録装置	(6)	動力装置
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置	(12)	ノズル・再突入機先端部の製造装置	(12)	信号発生器	(7)	回流水槽
(10の2)	三酸化ウラン・六ふっ化ウラン・二酸化ウラン・四ふっ化ウラン・金属ウラン等の製造装置	(13)	アイソスタチックプレス	(13)	周波数分析器	(8)	浮力材
(11)	しごきスピニング加工機	(14)	炭素密度増加炉	(14)	ネットワークアナライザー	(9)	自給式潜水用具
(12)	数値制御工作機械・測定装置	(15)	複合材料・人造黒鉛・タングステン粉・マルエージング鋼・ステンレス鋼	(15)	原子周波数標準器	(10)	音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置
(13)	誘導炉・アーク炉、プラズマ・電子ビームを用いた溶解炉	(16)	ロケット若しくは無人航空機用加速度計・ジャイロスコープ・磁気方位センサー	(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	**１３推進装置**	
(14)	アイソスタチックプレス	(17)	ロケット若しくは無人航空機用姿勢制御装置	(16)	半導体製造装置	(1)	ガスタービンエンジン
(15)	ロボット	(18)	アビオニクス装置	(17)	マスク・レクチル	(2)	人工衛星
(16)	振動試験装置	(18の2)	ロケット又は無人航空機用熱電地	(18)	半導体基板	(3)	ロケット推進装置
(17)	アルミニウム合金・繊維・マルエージング鋼・チタン合金	(19)	航空機・船舶搭載用重力計・重力勾配計	(19)	レジスト	(4)	無人航空機
(18)	ベリリウム・ベリリウム合金・ベリリウム化合物	(20)	ロケット又は無人航空機発射台・地上支援装置	(20)	アルミニウム・ガリウム・インジウム有機金属化合物、燐・砒素・アンチモン有機化合物	(5)	推進装置関連製造試験装置
(19)	核兵器起爆用アルファ線源となる物質等	(21)	ロケット又は無人航空機用無線遠隔測定装置・追跡装置	(21)	燐・砒素・アンチモン水素化物	**１４その他**	
(20)	ほう素10	(22)	ロケット搭載用電子計算機	(22)	炭化けい素・窒化ガリウム・窒化アルミニウム・窒化アルミニウムガリウムの基板・インゴット・プールその他のプリフォーム	(1)	粉末状の金属燃料
(21)	核燃料物質製造用の還元剤・酸化剤	(23)	ロケット又は無人航空機用A/Dコンバータ	**８コンピュータ**		(2)	火薬・爆薬用前駆物質
(22)	アクチニド耐食性のるつぼ	(24)	振動試験装置・風洞等	(1)	電子計算機	(3)	非磁性ディーゼルエンジン
(23)	ハフニウム・ハフニウム合金・ハフニウム化合物	(24の2)	ロケット設計用の電子計算機	**９通信関連**		(4)	削除
(24)	リチウム・リチウム合金・リチウム化合物等	(25)	音波・電波・光減少用材料・装置	(1)	伝送通信装置	(5)	自給式潜水用具
(25)	タングステン・タングステン炭化物・タングステン合金	(26)	ロケット又は無人航空機用集積回路・探知装置・レードーム	(2)	電子式交換装置	(6)	航空機輸送可能な土木機械
(26)	ジルコニウム・ジルコニウム合金・ジルコニウム化合物	**５先端素材**		(3)	通信用の光ファイバー	(7)	ロボット
(27)	ふっ素製造用の電解槽	(1)	ふっ素化合物	(4)	削除	(8)	電気制動シャッター
(28)	ガス遠心分離器のロータの製造用・組立用装置	(2)	ビニリデンフルオリド圧電重合体	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(9)	催涙剤・くしゃみ剤
(29)	遠心力式釣合試験機	(3)	芳香族ポリイミドの製品	(5の2)	監視用方向探知機	(10)	簡易爆発装置の除去その他の処理装置
(30)	フィラメントワインディング装置	(4)	超塑性成形用工具	(5の3)	通信妨害装置	(11)	爆発物自動探知・識別の電子式装置
(31)	ガスレーザー発振器・固体レーザー発振器・色素レーザー発振器	(5)	ニッケル合金・チタン合金製造装置	(5の4)	電波その他の電磁波を発信せず位置を探知できる装置	**１５機微品目**	
(32)	質量分析計・イオン源	(6)	金属性磁性材料	(6)	通信関連設計製造測定装置(伝送通信装置等)	(1)	繊維を使用した成型品
(33)	六ふっ化ウラン耐食性の圧力計・ベローズ弁	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	(7)	暗号装置	(2)	電波吸収材・導電性高分子
(34)	ソレノイド形超電導電磁石	(8)	超伝導材料	(8)	情報伝達信号漏えい防止装置	(3)	核熱源物質
(35)	真空ポンプ	(9)	作動油	(9)	秘密保護機能を有する情報通信システム	(4)	デジタル制御方式の伝送通信装置
(36)	直流電源装置	(10)	潤滑剤	(10)	盗聴防止用通信ケーブル	(5)	水中探知装置
(37)	電子加速器・フラッシュ放電型のエックス線装置	(11)	振動防止用液体	(11)	通信関連設計製造測定装置(暗号装置等)	(6)	宇宙用光検出器
(38)	発射体を用いる衝撃試験機	(12)	冷媒用液体	**１０センサー、レーザー**		(7)	レーダー
(39)	機械式・電子式のストリークカメラ・フレーミングカメラ	(13)	チタンほう化物	(1)	音波利用水中探知装置	(8)	潜水艇
(40)	流体速度測定用の干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器、水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器	(14)	セラミック	(2)	光検出器	(9)	船舶用防音装置
(41)	冷陰極管・トリガー火花間げき・パルス用コンデンサ・パルス発生器等	(15)	ポリジオルガノシラン	(3)	センサー用光ファイバー	(10)	ラムジェットエンジン・スクラムジェットエンジン・複合サイクルエンジン

付録４　大量破壊兵器キャッチオール規制について

○ 大量破壊兵器キャッチオール規制とは

「リスト規制の貨物又は技術以外のものであっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度」のことです。

○ 仕向地が米国やカナダ、欧州等のように、我が国と同様に厳格な輸出管理を実施している国（ホワイト国）の場合には、キャッチオール規制の対象外となっています。

規制対象となる地域	輸出管理を厳格に実施している国（ホワイト国）を除く地域
規制対象となる貨物・技術	リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品・木材等は除く） 具体的には、次のとおり。 貨物：輸出貿易管理令別表第１の１６項（１）及び（２）に掲載 大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 技術：外国為替令別表の１６項（１）及び（２）に掲載
規制要件	
１）客観要件	客観要件に該当するものが対象となる。
①用途要件	核兵器等の開発等に用いられる、又は用いられるおそれがあることを知るに至った場合に、対象となる。 具体的には、様式⑤のうち「用途チェックリスト」で確認する。
②需要者要件	・需要者が外国ユーザーリストに掲載されている組織である場合に、対象となる。 ・需要者が大量破壊兵器の開発等を行う（行ったことがある）ことを知った場合に、対象となる。 具体的には、様式⑤のうち「需要者チェックリスト」で確認する。
２）経産省による判断 （インフォーム要件）	輸出しようとする貨物等が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして、経済産業省から許可の申請をするべき旨の通知を受けた場合には、客観要件に関わらず許可申請が必要となる。
チェック手順	①経済産業省から許可の申請をするべき旨の通知を受けたか否かを確認する。 ②経済産業省ＨＰの「仕向地」にアクセスし、「別表第３の地域（ホワイト国）」の欄で、輸出等の相手先がホワイト国か否かを確認する。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply07_area.html ③経済産業省ＨＰの「申請、相談に関する通達」にアクセスする。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#gaikokuuserlist ④③でアクセスしたＨＰで、輸出等の相手先が「外国ユーザーリスト」に掲載があるか否かを確認する。 ⑤Ⅲ　茨城大学における輸出管理　２．茨城大学における安全保障輸出管理手続き　６）安全保障輸出管理チェックリスト（様式⑤）を用いて、客観要件（用途要件及び需要者要件）についてチェックを行う。
留意すべきこと	・キャッチオール規制では、「食料品と木材等」以外の全ての貨物が対象となります。 ・規制対象となっている貨物・技術を特定するよりも先に、貨物・技術を輸出しようとする相手先とその用途を確認することが重要です。

付録５　通常兵器キャッチオール規制について

○ 通常兵器キャッチオール規制とは

「リスト規制品以外のものであっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度」のことです。

○ 仕向地が米国やカナダ、欧州等のように、我が国と同様に厳格な輸出管理を実施している国（ホワイト国）の場合には、キャッチオール規制の対象外となっています。

<table>
<tr><td colspan="2">規制対象となる地域</td><td>①国連武器禁輸国・地域
②国連武器禁輸国・地域を除く非ホワイト国（インフォーム要件に該当する場合にのみ対象となる。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">規制対象となる貨物・技術</td><td>①国連武器禁輸国・地域が仕向地である場合
リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品・木材等は除く）
具体的には、次のとおり。
貨物：輸出貿易管理令別表第１の１６項（１）及び（２）に掲載
技術：外国為替令別表の１６項（１）及び（２）に掲載
②非ホワイト国（国連武器禁輸国・地域を除く。）が仕向地である場合
経済産業省から許可申請するよう通知のあったもののみ。</td></tr>
<tr><td colspan="2">規制要件</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>１）客観要件</td><td>客観要件に該当するものが対象となる。</td></tr>
<tr><td></td><td>①用途要件</td><td>通常兵器の開発等に用いられる、又は用いられるおそれがあることを知るに至った場合に、対象となる。
具体的には、様式⑤のうち「用途チェックリスト」で確認する。</td></tr>
<tr><td></td><td>②需要者要件</td><td>需要者要件を問わない。</td></tr>
<tr><td></td><td>２）経産省による判断
（インフォーム要件）</td><td>輸出しようとする貨物等が通常兵器（別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるとして、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合には、客観要件に関わらず許可申請が必要となる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">チェック手順</td><td>①まず、「付録４　大量破壊兵器キャッチオール規制について」のチェックを済ませる。
②経済産業省ＨＰの「貨物」にアクセスし、この中の政令「輸出貿易管理令」のリンクをクリックする。リンク先の「別表第三の二（第四条関係）」で輸出等の相手先が国連武器禁輸国・地域か否かを確認する。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html</td></tr>
<tr><td colspan="2">留意すべきこと</td><td>・仕向地が国連武器禁輸国・地域の場合には、客観要件の確認が必要。
・仕向地が非ホワイト国（国連武器禁輸国・地域を除く。）の場合には、インフォームのみを確認すればよい。</td></tr>
</table>

１）キャッチオール規制対象貨物一覧表（その１）輸出貿易管理令別表第１　１６項（１）

◇最新の情報は次の経済産業省ホームページで確認してください。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tujyo32.pdf

(1)に掲げる貨物（1、2 及び 4 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの
1. ニッケル合金又はチタン合金
2. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリーノルマルーブチルを含むもの
3. 有機線維、炭素繊維又は無機繊維
4. 軸受又はその部分品
5. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ. 数値制御を行うことができる工作機械 ロ. 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。） ハ. 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）
6. 二次セル
7. 波形記憶装置
8. 電子部品実装ロボット
9. 電子計算機又はその部分品
10. 伝送通信装置又はその部分品
11. フェーズドアレーアンテナ
12. 通信妨害装置又はその部分品
13. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
14. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
15. センサー用の光ファイバー
16. レーザー発振器又はその部分品
17. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
18. 重力計
19. レーダー又はその部分品
20. 加速度計又はその部分品
21. ジャイロスコープ又はその部分品
22. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
23. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用高度計
24. 水中用のカメラ又はその附属装置
25. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
26. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
27. ガスタービンエンジン又はその部分品
28. ロケット推進装置又はその部分品
29. 27 若しくは 28 に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
30. 航空機又はその部分品
31. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
32. フラッシュ放電型のエックス線装置

2）キャッチオール規制対象貨物一覧表（その２）輸出貿易管理令別表第１　１６項（２）

（関税定率法　別表第 25 類から第 40 類まで、第 54 類から第 59 類まで、第 63 類、第 68 類から第 93 類に該当する貨物(1)及び 1～15 までの項の中欄に掲げるものを除く）

◇最新の情報は次の経済産業省ホームページで確認してください。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonora_kanzeiteiritu.pdf

	第５部　鉱物性生産品
第 25 類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第 26 類	鉱石、スラグ及び灰
第 27 類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
	第６部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品
第 28 類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第 29 類	有機化学品
第 30 類	医療用品
第 31 類	肥料
第 32 類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
第 33 類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第 34 類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第 35 類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
第 36 類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調整燃料
第 37 類	写真用又は映画用の材料
第 38 類	各種の化学工業生産品
	第７部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第 39 類	プラスチック及びその製品
第 40 類	ゴム及びその製品
	第 11 部　紡織用繊維及びその製品
第 54 類	人造繊維の長繊維及びその織物
第 55 類	人造繊維の短繊維及びその織物
第 56 類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第 57 類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第 58 類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第 59 類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第 63 類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
	第 13 部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第 68 類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第 69 類	陶磁製品
第 70 類	ガラス及びその製品
	第 14 部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第 71 類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
	第 15 部　卑金属及びその製品
第 72 類	鉄鋼
第 73 類	鉄鋼製品
第 74 類	銅及びその製品
第 75 類	ニッケル及びその製品
第 76 類	アルミニウム及びその製品
第 78 類	鉛及びその製品
第 79 類	亜鉛及びその製品
第 80 類	すず及びその製品
第 81 類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第 82 類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第 83 類	各種の卑金属製品
	第 16 部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第 84 類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第 85 類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
	第 17 部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第 86 類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)
第 87 類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第 88 類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第 89 類	船舶及び浮き構造物
	第 18 部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第 90 類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第 91 類	時計及びその部分品
第 92 類	楽器並びにその部分品及び附属品
	第 19 部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第 93 類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
	第 20 部　雑品
第 95 類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

３）キャッチオール規制対象貨物一覧表（その３）大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

◇最新の情報は次の経済産業省ホームページで確認してください。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_heikikamoturei.pdf

品　　目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル（ＴＢＰ）	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径 75 ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器
21. ＴＩＧ溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（ＵＡＶ）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）	ミサイル、生物・化学兵器
40. ＵＡＶに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

付録６　ホワイト国、外国ユーザーリスト、国連武器禁輸国・地域、懸念国

１）**「ホワイト国」とは、**我が国と同様に輸出管理が適正に行われていると認められる下記の 26 カ国を指します。

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク

規定している法令通知等	輸出貿易管理令　別表第３（政令第 378 号　昭和 24 年 12 月 1 日）
参考となるホームページ	経産省ホームページ＞申請手続き＞個別許可申請＞申請書類・窓口一覧（技術）＞仕向地 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply07_area.html

２）**「外国ユーザーリスト」とは、**経済産業省が大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を毎年更新して掲載しているリストです。このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

規定している法令通知等	「外国ユーザーリスト」について
参考となるホームページ	経産省ホームページ＞関係法令＞申請、相談に関する通達 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#gaikokuuserlist

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	イスラエル Israel	Ben-Gurion University (of the Negev)		核 N
2	イスラエル Israel	Nuclear Research Center Negev (NRCN)		核 N
3	イラン Iran	7th of Tir	Complex ndustrial Complex ・7th of Tir Industries ・7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan ・Mojtamae Sanate Haftome Tir ・Sanaye Haftome Tir ・Seventh of Tir	核 N
4	イラン Iran	Abzar Boresh Kaveh Co.	・BK Co.	核 N

サ　ン　プ　ル

国・地域別の掲載数（2011年9月1日版）	
国名、地域名	掲載数
イラン	164
北朝鮮	111
パキスタン	33
中国	15
シリア	13
インド	12
台湾	2
イスラエル	2
アフガニスタン・パキスタン	1

３）**「国連武器禁輸国・地域」とは、**国連安全保障理事会で武器禁輸が決議されている国・地域で、下記の 11 カ国・地域を指します。これら地域を仕向地とする貨物の輸出、技術提供の場合には、核兵器等の開発等のおそれに加え、通常兵器の開発等のおそれについても審査する必要があります。

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、エリトリア

規定している法令通知等	輸出貿易管理令　別表第３の２（政令第 378 号　昭和 24 年 12 月 1 日）
参考となるホームページ	経産省ホームページ＞関係法令＞貨物　の中の政令欄　「輸出貿易管理令」 のうち、別表第三の二（第四条関係） http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html

４）**「懸念国」とは、**大量破壊兵器の製造を行っていると国際的に懸念されている国で、下記の３カ国を指します。

イラン、イラク、北朝鮮

規定している法令通知等	輸出貿易管理令　別表第４（政令第 378 号　昭和 24 年 12 月 1 日）
参考となるホームページ	経産省ホームページ＞関係法令＞貨物　の中の政令欄　「輸出貿易管理令」 のうち、別表第四（第四条関係） http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html

付録７　大学等から経済産業省等へのよくある質問

～「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（経済産業省貿易管理部）」より～

１）外為法による規制内容に関する質問

問１．常識的に、スーツケースに入れて通常持っていく機材のようなものは、リスト規制に該当していなければ、特に海外への持ち出しに問題がないと考えて良いでしょうか？

答１．リスト規制品に該当しないものであっても、大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器補完的輸出規制の対象となる場合があるため、注意が必要です。なお、共同研究で使用するための旧式の撮影機材や自作の測定装置などであっても、リスト規制品に該当するスペックを有するものがあります。その場合、たとえ持ち帰ってくるとしても輸出許可が必要になります。ただし、市販されているようなノートパソコンや携帯電話については、一部を除きその大半が無償告示の規定により、自己使用目的で持ち出して確実に持ち帰るのであれば、基本的に問題ありません（無償告示）。

問２．海外出張で、技術データや設計図面などを持って行く場合、自由に持って行けると考えていいでしょうか？

答２．自己使用目的で、誰にも提供せずに持ち帰ってくるのであれば、対外取引とみなされないため基本的に問題ありません。そうではなく誰かに提供するために持ち出す場合、技術データや設計図面などがリスト規制技術に該当していれば許可が必要になります。また、リスト規制技術に該当しないものであっても、大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器補完的輸出規制の対象となり得ます。この場合、客観要件又はインフォーム要件いずれかに該当する場合には、許可を取得してから行う必要があります。ただし、ホワイト国においてはこの限りではありません（貿易外省令第９条第１項第１号）。

問３．宅配業者に該非判定も含めて海外向け宅配便による発送をお願いする場合、気を付けるべきことはありますか？

答３．必要な手続を教えてくれる業者もいますが、試験装置など複雑なものの該非判定は宅配業者では難しいのが現状です。その場合、貨物の具体的仕様を把握している者が自ら該非判定を行うことが望ましいと考えられます。

２）居住者と非居住者

問１．居住者が、Ａ国内に事務所を有する研究機関に勤務するＢ国人に対して規制対象技術を提供する場合、当該技術提供はどこの国に対しての提供に当たりますか？

答１．特定国の非居住者とは、外為法の規定及び居住性判断通達に規定する基準に基づく自然人又は法人であって、特定国に属する（居所若しくは住居又は主たる事務所の所在を判断の基準とする）者をいいます（役務通達）。この場合はＡ国の事務所に勤務しているため、相手先の国籍がＢ国であっても、Ａ国に対する技術提供となります。

問２．２か月だけ日本国内の大学に雇用されているような外国人は、居住者に当たりますか？

答２．雇用された時点で居住者に当たります。

問３．「居住者」である留学生が夏休みなどの長期休暇で一時帰国し、再入国した場合、当人の居住性はどのように判断すればよろしいでしょうか？

答３．居住者である留学生などが、大学の籍や日本国内の居所を残したまま帰国し、再入国した際は、引き続き「居住者」として整理されると考えられます。個別具体的な判断が必要な場合は居住性判断通達を御参照いただき、それでも御不明な点などがある場合には、財務省国際局調査課外国為替室（０３－３５８１－４１１１　内線２８６８）まで御照会ください。

問４．来日して６か月未満の留学生を企業との共同研究に含める可能性があります。その場合、気を付けるべきことはどのようなことでしょうか？

答４．当該留学生は非居住者と整理されるため、共同研究の技術内容を確認する必要があります。非居住者に対し提供する技術がリスト規制や大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に該当するのか否かを判定し、外為法に基づき必要であれば許可を取得してから技術提供を行わなければなりません（外為法第２５条第１項）。

問５．学会発表などのため、大学が海外各国から多数の研究者を呼び寄せる場合に、気を付けるべきことはどのようなことでしょうか？

答５．基礎科学分野の研究活動や公知の技術を提供する場合又は技術を公知とするための技術提供のみの場合、たとえリスト規制技術であっても許可例外に当たります。ただし、許可例外に当てはまるか否かについては慎重に判断することが重要です。また、許可例外に当てはまらない場合は、研究者の勤務する事務所がどこにあるか、入国してからどのくらい経過しているかなどで居住性が異なりますので、その判断にも注意が必要です（貿易外省令第９条第２項第９号又は第１０号）。

３）技術提供に関する質問

問１．外為法が改正されたと聞きました。技術提供について、新たに気を付けるべき点は何ですか？

答１．規制対象技術の提供については、改正前は居住者から非居住者に対するものだけ許可が必要でした。改正後、提供者が非居住者である場合や相手先が居住者である場合でも、規制対象技術を外国において使用や転売などをするために提供する場合には、対外取引とみなされるため許可が必要となりました（外為法第２５条第１項）。さらに、許可を取得していない場合は外国で誰かに提供するために技術を持ち出すことも規制対象となっています（同条第３項）。いずれにせよ、規制対象技術を提供する前には同条第１項の許可が必要になりますので、実際に技術提供を行おうとする場合には、初めから同条第１項の許可を取得して行うことが効果的です。

問２．教育は技術の提供に該当しますか？
答２．技術は、技術指導、技能訓練、コンサルティングサービスその他の形態で提供されるため、このような内容が含まれる場合には、技術の提供に当たるとして管理してください。研究室で保有し、外に発表していないノウハウ、データやプログラムを用いて非居住者に指導を行う場合などは、内容によっては、許可を取得してから行わねばならない場合があります。ただし、市販されている教科書を用いた講義などであれば、公知の技術の提供に当たるため、許可を取得する必要はありません（貿易外省令第９条第２項第９号のイ）。

問３.電話・メールでのやりとりや海外の発表会後の個人的な食事会での会話は、技術の提供に該当するのでしょうか？
答３．電話やメール、食事会での会話なども技術の提供に当たります。なお、リスト規制には該当しないが、大量破壊兵器キャッチオール規制又は通常兵器補完的輸出規制には該当する技術を、直接会って口頭で伝える場合は、例外的に許可不要の技術提供に当たります（貿易外省令第９条第２項第７号、第８号）。

問４．学会用の原稿を送付する場合は許可不要ということですが、機微なものでもよいのでしょうか？
答４．不特定多数の者が入手又は閲覧可能とするために論文発表や学会発表などで公表することは、技術を公知とするための技術提供に当たるため、それがリスト規制に該当する技術であったとしても許可を取得する必要はありません。ただし、学会参加者に守秘義務を課して発表を行う場合など、すべてが技術を公知とするための技術提供であると必ずしもいえるわけではなく、例外に当たらない場合は許可を取得する必要があります（貿易外省令第９条第２項第９号のホ）。
その他、法令上の義務ではありませんが、一般公開を検討している原稿の中には大量破壊兵器の開発などにも転用可能な技術情報が含まれている場合もあるため、大量破壊兵器の拡散を防止するという社会的な側面、科学者倫理に基づく側面も御配慮いただき、一般公開の適否を慎重に検討していただくようお願いいたします。

問５．特許情報を提供する場合、許可を取らなくてもいいのでしょうか？
答５．公開特許情報は「公知の技術」に当たり、許可を取得する必要はありません（貿易外省令第９条第２項第９号のロ）。

４）大量破壊兵器キャッチオール規制等に関する質問

問１．留学生に教えるような内容は、最終的に何に使われるかという観点から教えているわけではありません。大量破壊兵器キャッチオール規制の観点からどのように考えればよいでしょうか？
答１．留学生が外国ユーザーリストに掲載されている組織の出身者である場合や、大量破壊兵器の開発に転用できそうな技術の提供を授業の一環として行う場合など、懸念が払拭されない場合には客観要件を確認することが必要です。また、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けていないかどうか確認してください。なお、懸念が無く許可申請不要と確認されたため許可を取得せずに提供した場合であって、留学生が教わった技術情報を大量破壊兵器の開発などのため外国において再提供しようとする際には、留学生自身に外為法に基づき許可を取得する義務が課せられます（ただし、ホワイト国においてはこの限りではありません）。このような安全保障貿易管理制度があることを、留学生にも注意喚起するようにしてください。

問２．外国の機関や企業に懸念があるか否か調べようがないのですがどうしたらよいでしょうか？
答２．相手先や利用者などから入手したパンフレットや最終製品のカタログ、契約書、確認文書などを基に、核兵器の開発などを行う、又は行った旨の記載が無いか調べてください。その他、核兵器等の開発等の動向に関し作成している「外国ユーザーリスト」や、先方のホームページなども有効なソースです。

問３．国際共同研究の場合、先方で論文にならずに最終的に大量破壊兵器等の開発等に利用されてしまうかは大学では判断できません。それを規制されると共同研究ができなくなる可能性がありますが、共同研究に際して大学での判断はどうすればいいのでしょうか？
答３．明らかガイドライン、用途チェックリストや需要者チェックリストなどに掲げられた事項を参照し、研究成果の用途に関する明確な説明がされているか、外国ユーザーリストに掲載されている研究機関に対し懸念区分に関係する技術提供を行うことにならないかなど、先方からよく話を聞いて確認するようにしてください。また、大量破壊兵器等へ転用を行わない旨の取決めや誓約書を取得することなども一案です。

問４．大量破壊兵器キャッチオール規制等の審査の過程で、経済産業省に相談したいのですが？
答４．安全保障貿易審査課に相談窓口があります（裏表紙参照）。

５）法令違反に関する質問

問１．リスト規制に該当しないというメーカーからの連絡を受けたので、確認せずに本来許可が必要な貨物を無許可で輸出してしまった場合は誰の責任になるのでしょうか？

答１．外為法に基づき罰せられる場合があるのは、本来許可が必要な貨物又は技術を無許可で輸出又は提供した者です（法第６９条の６及び７、第７０条、第７１条、第７２条並びに第７３条）。たとえメーカーが該非判定を間違えた場合であっても、大学・研究機関が輸出を行っていれば、大学・研究機関が外為法違反の責任が無いとはいえません。必ず、該非判定内容について確認するようにしてください。

問２．外為法違反が発覚したとき、輸出手続を通関業者に依頼していた場合は大学が責任を取らなくても良いのでしょうか？

答２．輸出許可の申請者は、大学や研究者など輸出しようとする者であることが原則です（運用通達）。関税法（昭和２９年法律第６１号）に基づく輸出申告書の記入などとは別に、外為法に基づく輸出許可申請を行う必要があります。違反の内容が共同研究の一環として規制対象資機材を無許可で輸出してしまった場合など、輸出者が大学であれば、必ずしも責任を問われないわけではありません。

問３．法令違反が生じた場合で処分を受ける際、その処分は輸出した本人に限定されるのでしょうか？

答３．違反の内容如何によっては、当該個人、所属する法人の両方が処分対象となることがあります（法第７２条）。

問４．大量破壊兵器キャッチオール規制技術の提供に際し、客観要件審査において「おそれ無し」と確認できたにもかかわらず、提供後、最終的に大量破壊兵器の開発に利用されてしまったとき、罰せられるのでしょうか？

答４．大量破壊兵器キャッチオール規制では、貨物の輸出又は技術の提供を行うときに、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けておらず、かつ用途や需要者に関して適切な調査を行った上で「おそれ無し」と認められるのであれば違反にはなりません（貿易外省令第９条第２項第７号及び第８号）。
万が一、技術提供を行おうとするときに大量破壊兵器等の開発等に利用されることとなることを知った場合は、遅滞なく経済産業省安全保障貿易審査課に報告してください。

問５．ＵＳＢメモリに規制対象技術情報を入れて持ち歩いているとき、紛失してしまった場合や盗難にあった場合、外為法違反になるのでしょうか？

答５．対外取引の意思や目的がある場合は違反に問われ得ますが、そうでない場合は外為法違反になりません。ただし、紛失や盗難の事実関係を明らかにして記録に残しておくと、後日何らかの説明を求められたときに役に立つことがあります。また、このような万が一の問題を最小化するためにも、規制対象技術情報をＵＳＢメモリに入れて持ち運ぶ場合は、ファイルの暗号化、パスワードの設定などの対策が望まれます。

問６．パソコンを私用で海外出張に持って行くことは許可を取得する必要が無いと聞きました。しかし規制対象技術が入っている場合、紛失や盗難などで、おかしなところで使われていることが分かった場合、技術提供に関する外為法上での処分はどうなりますか？

答６．まず、一般の市場で広く販売されているノート型パソコンは、一部のものを除き大半のものは無償告示の規定に該当するため、自己使用目的で持ち出す場合には輸出許可を取得する必要はありません（輸出令第４条第１項第２号のへ）。しかし、パソコンの中に入っている規制対象技術を、外国において提供するためにパソコンを海外へ持ち出す場合は、許可を取得する必要があります。また、紛失や盗難を装ってパソコンの中に入っている規制対象技術を外国において提供すると外為法違反になります。万が一の問題を最小化するためにも、パソコンへのログインパスワードの設定やハードディスク上の情報の暗号化などの対策が望まれます。

≪参考文献≫

１．経済産業省貿易管理部（2010）.安全保障に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

２．名古屋大学産学官連携推進本部（2011）．安全保障貿易に係る輸出管理ハンドブック　～あなたの研究室が世界の安全保障に果たす役割～

３．静岡大学（2011）.安全保障貿易に係る輸出管理ハンドブック　～静岡大学の安全保障輸出管理体制について～

★安全保障輸出管理に関わる詳細な情報は、経済産業省のＨＰで確認するとともに、電話で問い合わせることができます。

《経済産業省　安全保障貿易管理ホームページ　http://www.meti.jp/policy/anpo/》

《連絡、問い合わせ先》

○輸出管理に関わる一般的な問い合わせ
　安全保障貿易　案内窓口 ----- ０３（３５０１）３６７９

○輸出許可申請手続き、キャッチオール事前相談などの問い合わせ
　安全保障貿易審査課 --------- ０３（３５０１）２８０１

○輸出管理規程についての相談、違法輸出の連絡
　安全保障貿易検査官室 ------- ０３（３５０１）２８４１

○法令の解釈の問い合わせ
　安全保障貿易管理課 --------- ０３（３５０１）２８００

【学内連絡先】

学術企画部 企画課　研究協力係
Ｔ　Ｅ　Ｌ：０２９（２２８）８０１０
ｅ - Ｍａｉｌ : kenkyo@mx.ibaraki.ac.jp